# ID:　1284

## 担当部署:　住民課

|  |  |
| --- | --- |
| **処分の概要** | 被保険者証の再交付 |
| **法令名****根拠条項** | 国民健康保険法施行規則　第7条第1項 |
| **法令番号** | 昭和33年厚生省令第53号 |
| 【基準】　省令第7条の規定による。　(被保険者証の再交付及び返還)第7条　世帯主は、その世帯に属する被保険者に係る被保険者証を破り、よごし、又は失つたときは、ただちに、次に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出して、その再交付を申請しなければならない。(1)　被保険者の氏名、性別、生年月日及び個人番号(2)　再交付申請の理由(3)　被保険者証の記号番号2　被保険者証を破り、又はよごした場合の前項の申請には、同項の申請書に、その被保険者証を添えなければならない。3　世帯主は、被保険者証の再交付を受けた後、失つた被保険者証を発見したときは、ただちに、発見した被保険者証を市町村に返還しなければならない。 |
| **標準処理期間** | 7日 |
| 備考 |  |
|  |
| **設定年月日** | 平成27年10月1日 | **最終変更年月日** | 　年　　月　　日 |